

鳥取県告示第337号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年 5 月25日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
特定非営利活動法人楽	倉吉市上井町一丁目12	コミュニティーハウス楽	倉吉市上井町一丁目12	生活介護 就労継続支援B型	平成22年 5 月 1 日